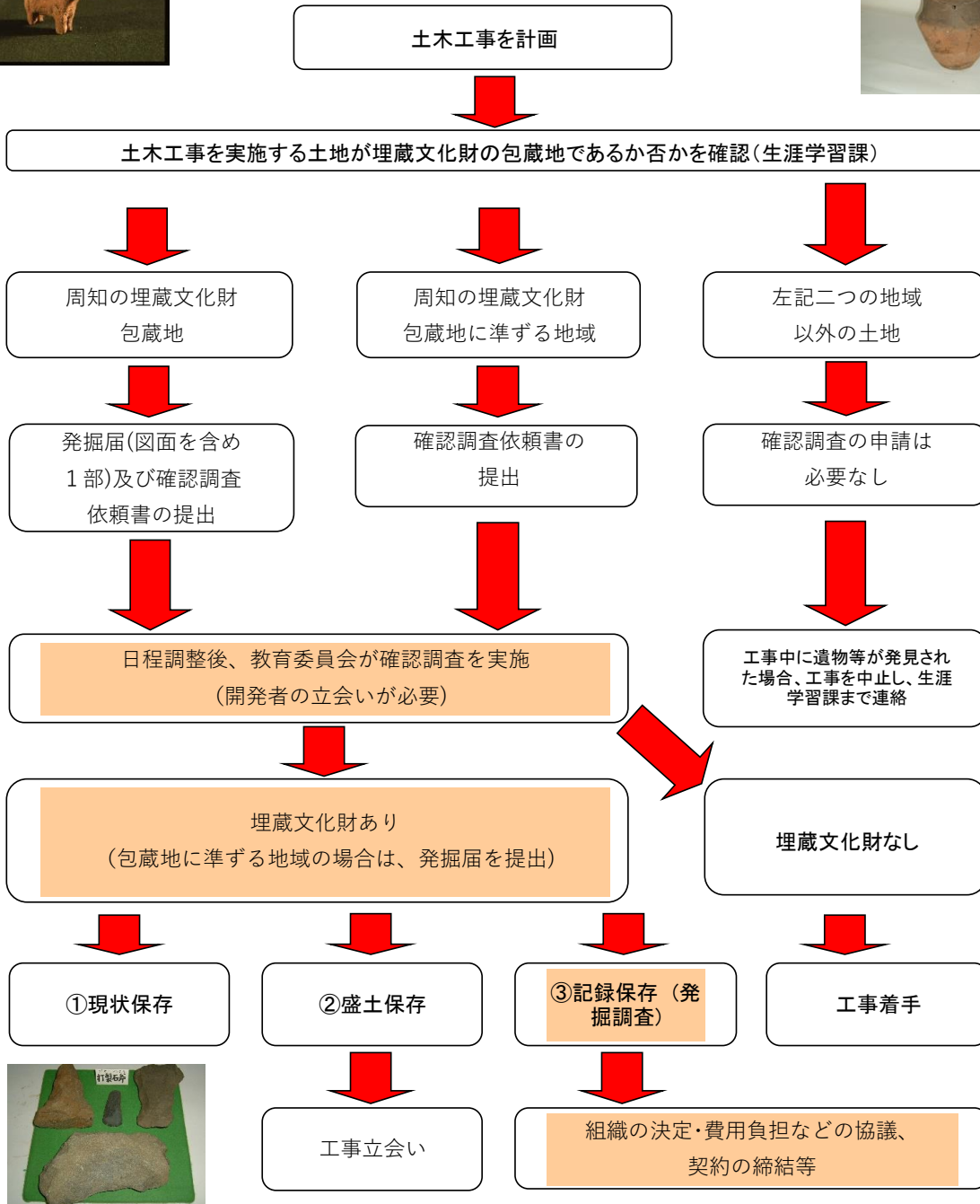


# 埋蔵文化財の取扱いと手続き



- ①現状保存 : 埋蔵文化財には最も良い保存方法で、開発を行わず、現状のまま保存し、後世に残す方法です。
- ②盛土保存 : 遺構等の確認面から30cm以上の保護層を確保するために盛土をして保存し、後世に残す方法です。  
(工事着手時に職員の立会いが必要です。)
- ③記録保存(発掘調査) : 掘削の深い開発等により、現状のままの保存が不可能な場合に、やむを得ず発掘調査を行い、整理作業を経て、記録(報告書)として保存する方法です。